

選任すべき公害防止管理者の種類

施設の区分		選任すべき公害防止管理者の種類	選任できる有資格者の種類	
施設	能力・規模等			
大気	大気関係有害物質発生施設(注1)	排出ガス量(注2)が1時間当たり40,000Nm <sup>3</sup> 以上	大気関係第1種公害防止管理者	・大気関係第1種有資格者
		排出ガス量が1時間当たり40,000Nm <sup>3</sup> 未満	大気関係第2種公害防止管理者	・大気関係第1,2種有資格者
	上記以外のばい煙発生施設(注3)	排出ガス量が1時間当たり40,000Nm <sup>3</sup> 以上	大気関係第3種公害防止管理者	・大気関係第1,3種有資格者
		排出ガス量が1時間当たり10,000Nm <sup>3</sup> 以上40,000Nm <sup>3</sup> 未満	大気関係第4種公害防止管理者	・大気関係第1～4種有資格者
	特定粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設	特定粉じん関係公害防止管理者	・大気関係第1～4種有資格者 ・特定粉じん関係有資格者
	一般粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設	一般粉じん関係公害防止管理者	・大気関係第1～4種有資格者 ・特定粉じん関係有資格者 ・一般粉じん関係有資格者
水質	水質関係有害物質排出施設(注4)	排出水量(注5)が1日当たり10,000m <sup>3</sup> 以上	水質関係第1種公害防止管理者	・水質関係第1種有資格者
		排出水量が1日当たり10,000m <sup>3</sup> 未満または特定地下浸透水を浸透させている工場	水質関係第2種公害防止管理者	・水質関係第1,2種有資格者
	上記以外の汚水等排出施設(注6)	排出水量が1日当たり10,000m <sup>3</sup> 以上	水質関係第3種公害防止管理者	・水質関係第1,3種有資格者
		排出水量が1日当たり1,000m <sup>3</sup> 以上10,000m <sup>3</sup> 未満	水質関係第4種公害防止管理者	・水質関係第1～4種有資格者
騒音(注7)	機械プレス	呼び加圧能力が980kN以上	騒音・振動関係公害防止管理者または騒音関係公害防止管理者	・騒音・振動関係有資格者 ・騒音関係有資格者(注8)
	鍛造機	落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る		
振動(注7)	機械プレス	呼び加圧能力が980kN以上	騒音・振動関係公害防止管理者または振動関係公害防止管理者	・騒音・振動関係有資格者 ・振動関係有資格者(注8)
	鍛造機	落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る		
	液圧プレス	呼び加圧能力が2,941kN以上		
ダイオキシン	ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号または別表第2の第1号から第14号に掲げる施設	ダイオキシン類関係公害防止管理者	・ダイオキシン類関係有資格者
一定規模以上の特定工場		ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で、排出ガス量が40,000Nm <sup>3</sup> かつ排出水量が10,000m <sup>3</sup> 以上の工場	公害防止主任管理者	・公害防止主任管理者有資格者 ・大気関係第1,3種有資格者であり、かつ、水質関係第1,3種有資格者であるもの

(注1) 大気関係有害物質発生施設は、大気汚染防止法施行令別表第1の9の項(硫化カドミウム・炭酸カドミウム・ほたる石・珪弗化ナトリウムまたは酸化鉛を原料として使用するガラスまたはガラス製品の製造の用に供するものに限る)または14～26の項で掲げる施設を示す。

(注2) 排出ガス量は、個々のばい煙発生施設の最大排出ガス量(湿りガス)の合計を示す。

(注3) ばい煙発生施設は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設(廃棄物焼却炉を除く)を示す。

(注4) 水質関係有害物質排出施設は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1に掲げる施設を示す。

(注5) 排出水量は、特定工場から公共用水域に排出される平均的な排出水の量を示す。

(注6) 汚水等排出施設は、水質汚濁防止法施行令別表第1の第2号から第59号、第61号から第63号、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設を示す。

(注7) 騒音規制法、振動規制法の規定により指定された地域内の工場に設置されているものに限る。

(注8) 平成17年度以前に取得した騒音関係有資格者に関しては騒音関係公害防止管理者のみ、振動関係有資格者に関しては振動関係公害防止管理者のみに選任できる。